

定 款

(2025 年 3 月 28 日改正)



住友重機械工業株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は住友重機械工業株式会社と称し、英文では SUMITOMO HEAVY INDUSTRIES, LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の機械、装置およびこれに関連する総合設備の設計、製造、据付、販売ならびに修理
 - (1) 製鉄・非鉄機械、鍛圧機械、運搬機械、産業車両、物流機械、駐車装置、建設機械、化学装置、原子力装置、風水力機械、油圧機器、プラスチック加工機械、セラミックス加工機械、ガラス加工機械、工作機械、印刷機械、パルプ製造装置、製紙機械、舶用機器、医療機械器具、加速器、電子照射装置、超電導装置、レーザ機器、半導体製造装置、液晶製造装置、精密位置決め装置、極低温機器、精密機械器具、金型、ロボット、その他産業用および一般用機械
 - (2) 大気汚染防止装置、水処理装置、廃棄物処理装置、その他の公害防止および環境整備装置
 - (3) タービン、ボイラ、発電設備、蓄電設備
 - (4) 減・変速機、その他の動力伝導装置
 - (5) 電気および電子機器、その他の機械器具
 - (6) 情報通信用デバイス製造装置、その他の情報通信関連装置ならびに部品
2. 船舶、艦艇の設計、新造、改造、解体、販売ならびに修理
3. 海洋構造物および海洋開発機器の設計、製造、据付、販売ならびに修理
4. 宇宙および航空機用機器の設計、製造、販売ならびに修理
5. 防衛装備品の設計、製造、販売ならびに修理
6. 橋梁、鉄骨、その他各種鉄鋼構造物の設計、製造、据付、販売ならびに修理
7. 鑄造品および鍛造品の製造ならびに販売
8. 建設業および建設コンサルタント業ならびに建築設計、監理
9. 地域開発、都市開発、環境整備等に関する事業ならびにこれらに関する企画、設計、調査および監理の受託
10. 上水処理に関する事業
11. 汚水、廃棄物および汚染土壤の処理ならびに再生に関する事業
12. 電気および熱の供給に関する事業
13. 道路、鉄道、港湾、空港、公園、庁舎、教育文化施設、研究施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場、その他の公共施設等の保有、維持管理ならびに運営
14. 前各号に掲げたものの賃貸、制御システム技術およびエンジニアリングに関する業務ならびに技術の販売、部品の製造ならびに販売
15. 情報処理技術の製作ならびに販売
16. 不動産の売買、賃貸ならびに管理
17. 前各号に付帯する事業ならびに関連する一切の業務

(所在地)

第3条 当会社は本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は3億6千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主の権利行使の手続きその他株式に関する取扱い、および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年3月に招集する。

前項のほか、必要あるときは臨時株主総会を招集する。

当会社の株主総会の招集地は東京都23区内とする。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。

(議 長)

第15条 株主総会の議長はあらかじめ取締役会で定めた取締役がこれに當る。

前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。ただし法令の定めによるべき場合または本定款に別段の定めがある場合には、その定めによる。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に當る多数をもってする。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

この場合代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役の員数)

第19条 当会社に取締役12名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもってする。

前項の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付役員)

第22条 取締役会はその決議をもって代表取締役若干名を定める。

代表取締役は各自会社を代表する。

取締役会はその決議をもって取締役の中から会長1名を定めることができる。

取締役会はその決議をもって取締役または執行役員の中から社長1名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き会長がこれを招集する。ただし会長に欠員または事故

があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。
取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日より 3 日前に発する。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役会の決議の目的事項の提案について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は取締役会の決議をもって会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任を法令が定める範囲で免除することができる。

当会社は社外取締役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(執行役員の選任および職務)

第26条 取締役会はその決議をもって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。

(役付執行役員)

第27条 取締役会はその決議をもって執行役員副社長、専務執行役員および常務執行役員各若干名を定めることができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社に監査役 5 名以内を置く。

(監査役の選任)

第29条 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもつてする。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日より 3 日前に発する。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第32条 当会社は取締役会の決議をもって会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任を法令が定める範囲で免除することができる。

当会社は社外監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 当会社は株主総会の決議によって毎年 12 月 31 日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第35条 当会社は取締役会の決議によって毎年 6 月 30 日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 剰余金の配当（中間配当を含む。）が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(以 上)